

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和4年9月26日
株式会社あそしあ少額短期保険

令和4年台風15号により、静岡県で被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834

受付時間 : 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
静岡県	9月23日	静岡市 (しずおかし) 浜松市 (はまつし) 沼津市 (ぬまづし) 三島市 (みしまし) 富士宮市 (ふじのみやし) 島田市 (しまだし) 富士市 (ふじし) 磐田市 (いわたし) 焼津市 (やいづし) 掛川市 (かけがわし) 藤枝市 (ふじえだし) 御殿場市 (ごてんばし) 袋井市 (ふくろいし) 裾野市 (すそのし) 湖西市 (こさいし) 御前崎市 (おまえざきし)

		菊川市 (きくがわし) 牧之原市 (まきのはらし) 駿東郡清水町 (すんとうぐんしみずちょう) 駿東郡長泉町 (すんとうぐんながいずみちょう) 榛原郡吉田町 (はいばらぐんよしだちょう) 榛原郡川根本町 (はいばらぐんかわねほんちょう) 周智郡森町 (しゅうちぐんもりまち)
--	--	---

以上